

## 砺波地方介護保険組合議会令和8年2月定例会会議録

- 1 開会の日時 令和8年2月17日 午後3時30分 開会
- 2 閉会の日時 令和8年2月17日 午後4時23分 閉会
- 3 開議及び閉議の日時 令和8年2月17日 午後3時35分 開議  
令和8年2月17日 午後4時21分 閉議

### 4 出席議員の氏名

1番	井 淵 信雄	2番	林 登
3番	境 佐余子	4番	林 教子
5番	向井 幹雄	6番	畠中 伸一
7番	山室 秀隆	8番	山本 篤史
9番	竹田 秀人	10番	藤本 雅明
11番	蓮沼 晃一	12番	嶋田 幸恵

以上12名

### 5 欠席議員の氏名

なし

### 6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

理事長	夏野 修	副理事長	桜井 森夫
理事	田中 幹夫		
代表監査委員	山田 博章	会計管理者	三井 麻美
事務局長	藤森 俊行	業務課長	瀧田 将一郎
兼総務課長			
楽寿荘施設長	吉澤 昇		

### 7 職務のため議場に出席した事務局等職員

総務課主幹	中村 勝	総務課主幹	高桑 万紀子
業務課主幹	山田 浩司		

### 8 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 施政方針並びに議案第1号から議案第8号 令和8年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外8件及び報告第1号専決処分の承認を求めることについてまで  
(提案理由説明・一般質問・質疑・討論・採決)
- 第5 閉会中の継続審査について

追加日程第1 副議長の辞職許可について

追加日程第2 副議長の選挙について

追加日程第3 議長の辞職許可について

追加日程第4 議長の選挙について

追加日程第5 議案第9号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について  
(提案理由説明・採決)

9 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

10 会議の要旨

**[午後3時31分 開会]**

○ 議長（蓮沼 晃一君）

本日、令和8年2月 砺波地方介護保険組合議会定例会を開催いたしましたところ、各位には何かとご多用のところ、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

議会運営委員会が1月28日に開催され、竹田委員長が互選されたのち、本日の日程等について協議されております。

協議結果について議会運営委員会より、報告があります。

議会運営委員会委員長 竹田 秀人君

**【竹田 秀人 議会運営委員会委員長 登壇】**

○ 議会運営委員会委員長（竹田 秀人君）

本定例会の議事運営を協議するため、去る1月28日に議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議したところであります。

日程につきましては、配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告を申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開会し、議席の指定を行います。次に、会議録署名議員を議長より指名いたします。

次に、本定例会の会期を、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から施政方針並びに議案第1号から第8号及び報告第1号までの議案8件、報告1件について、提案理由の説明があります。その後、一般質問及び上程議案に対する質疑・討論を行い、終了後、採決を行います。

次に、「閉会中の継続審査について」を協議いたします。以上で、本日の全日程を終了し、閉会することとなっております。

これもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

**【竹田 秀人 議会運営委員会委員長 降壇】**

○ 議長（蓮沼 晃一君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

**【午後 3 時35分 開議】**

○ 議長（蓮沼 晃一君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長ほか関係の皆様の出席を求めてあります。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査及び財務監査の報告を受けております。

なお、その報告書の写しを配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に閉会中の議員の異動について申し上げます。

南砺市の川原 忠史君から議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、新たに畠中 伸一君が、南砺市議会において本組合議会議員として選出されております。

また、小矢部市の嶋田 幸恵君から議会運営委員会委員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可しております。

なお、欠員となりました議会運営委員会委員について、議会運営委員会条例第3条の規定により、南砺市の畠中 伸一君、小矢部市の林 登君を指名しておりますことを報告いたします。

また、砺波市の林 教子君から議会運営委員会副委員長を辞職したい旨の願い出があり、これを許可し、新たに林 登君が互選されたことを報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1「議席の指定について」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、お手元に配布してあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。議席札を改め願います。

暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

**【午後 3 時38分 休憩】**

**【山本 篤史 副議長 退場】**

**〔午後 3 時 39 分 再開〕**

○ 議長（蓮沼 晃一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいま、副議長 山本 篤史君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。副議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

○ 議会事務局長（中村 勝君）

辞職願い。私は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。令和 8 年 2 月 17 日砺波地方介護保険組合議会副議長 山本 篤史以上です。

○ 議長（蓮沼 晃一君）

お諮りいたします。

山本 篤史副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、山本 篤史君の副議長の辞職を許可することに決しました。

8 番 山本 篤史君の入場を認めます。

**【山本 篤史 議員 入場、自席へ着席】**

○ 議長（蓮沼 晃一君）

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規程により、指名推選によりたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会副議長に嶋田 幸恵君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました嶋田 幸恵君を砺波地方介護保険組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました嶋田 幸恵君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました嶋田 幸恵君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました嶋田 幸恵君からご挨拶がございます。

#### 【嶋田 幸恵 副議長 登壇】

○ 副議長（嶋田 幸恵君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙により、砺波地方介護保険組合議会の副議長に選任いただき、誠にありがとうございます。身にあまる光栄であり、責任の重さを痛感しております。

もとより、微力ではございますが、議長の補佐役として、皆様方のお力添えをいただきながら、議会の円滑な運営のため、努力してまいる所存でございます。

何とぞ、議員各位のあたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

#### 【嶋田 幸恵 副議長 降壇】

- 議長（蓮沼 晃一君）  
暫時休憩いたします。その場で休憩願います。

[午後 3 時 44 分 休憩]

【蓮沼 晃一 議長 退場】

【嶋田 幸恵 副議長 議長席へ】

[午後 3 時 46 分 再開]

- 副議長（嶋田 幸恵君）  
休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
ただいま、議長 蓮沼 晃一君から議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。  
議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会事務局長より朗読させます。

- 議会事務局長（中村 勝君）

辞職願い。私は、このたび一身上の都合により、議長の職を辞したいので許可くださるようお願いいたします。令和 8 年 2 月 17 日砺波地方介護保険組合議会議長 蓮沼 晃一 以上です。

- 副議長（嶋田 幸恵君）

お諮りいたします。

蓮沼 晃一議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、蓮沼 晃一君の議長の辞職を許可することに決しました。

11 番 蓮沼 晃一君の入場を認めます。

【蓮沼 晃一 議員 入場、自席へ着席】

- 副議長（蓮沼 晃一君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規程により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって副議長において指名することに決しました。

砺波地方介護保険組合議会議長に山本 篤史君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました山本 篤史君を  
砺波地方介護保険組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

全員、ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本 篤史君が議長  
に当選されました。

ただいま議長に当選されました山本 篤史君が議場におられますので、本席から  
会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をおこないます。議長に当選されました  
山本 篤史君からご挨拶がございます。

**【山本 篤史 議長 登壇】**

○ 議長（山本 篤史君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の温かいご推挙によりまして、砺波地方介護保険組合議会の議長の要職を賜り、身にあまる光栄でございます。深く感謝申し上げます。

ここに、御推挙いただきましたからには、議会の円滑な運営とそして活性化のため、また、介護保険事業の伸展に、微力ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援並びにご協力を賜りますことを衷心よりお願いを申し上げます。簡単ではございますが、就任にあたっての挨拶にかえさせていただきます。

**【山本 篤史 議長 降壇】**

○ 副議長（嶋田 幸恵君）

これもちまして、議長を交代します。

**【嶋田 幸恵 副議長 自席へ着席】**

**【山本 篤史 議長 議長席へ】**

○ 議長（山本 篤史君）

これより、日程に従い順次、議事を進めます。

日程第2「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、議長において指名いたします。

6番 畠中 伸一君

7番 山室 秀隆君

以上2名を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4「施政方針並びに議案第1号から議案第8号及び報告第1号」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

**【夏野 修 理事長 登壇】**

○ 理事長（夏野 修 君）

本日ここに、令和8年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき深く感謝申し上げます。

今程は、山本議員が議長に、嶋田議員が副議長に選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも円滑な議会運営を通じて、介護保険制度の安定運営と本組合の発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年度は、「第9期介護保険事業計画」の最終年に当たります。基本テーマ「高齢者が住み慣れた地域で、その一員として尊重され、生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり」に基づき、引き続き「介護予防や健康づくりと社会参加の促進」、「地域包括ケア体制の推進」、「医療・介護・福祉の連携」等を重点目標に、持続可能な介護保険事業の運営に努めてまいります。

管内の後期高齢者数は、国の動向と同様に毎年増加し、昨年11月末現在で、約2万6千人に達し、要介護認定者数も増加している状況であり、今後、介護給付費の上昇が見込まれます。

引き続き介護給付の適正化に留意するとともに、介護認定者数の抑制や介護の重度化防止に向け、介護予防事業について、構成市と共に取り組んでまいります。

さて、昨今の物価高や介護人材不足により介護保険サービス事業所では、経営が厳しくなっている状況があることから、国では12月に介護職員などの処遇改善や、事業所のサービス継続に必要な経費補助等の補正予算を成立させております。

また、更にこの効果を継続させるため、令和8年度には臨時の介護報酬改定を実施する予定であります。

本組合が加入している全国介護保険広域化推進会議におきましても、厚生労働省に対し、昨年10月に報酬改定等の要望をしており、このような国の動きを注視し、引き続き厚生労働省との意見交換の場等、機会あるごとに介護保険制度の現場での問題点などについて、訴えてまいりたいと考えております。

また、本組合では現在、次期の「第10期介護保険事業計画」策定に向け、3年毎に実施しているニーズ調査や介護実態調査に加え、新たに介護人材実態調査を実施しており、この結果は構成市と共有し、今後の施策に反映させていきたいと考えております。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第1号令和8年度一般会計予算につきましては、人件費及び電算関係の賃借料等について、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億3,305万6千円を計上するものであります。

次に、議案第2号令和8年度介護保険事業特別会計予算につきましては、総務費として自治体クラウドサービス標準化対応業務や、第10期事業計画策定委託料等を、また保険給付費として、各種の介護及び介護予防サービス等諸費を計上するものであります。

予算の大半を占める保険給付費の財源につきましては、保険料、国、県、構成市の負担金となっており、不足する財源につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金で措置するものであり、歳入歳出総額160億3,565万6千円を計上するものであります。

次に、議案第3号令和8年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を負担金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億4,992万3千円を計上するものであります。

次に、議案第4号令和7年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ200万3千円増額し、歳入歳出予算総額を1億4,365万6千円とするものであり、給与条例等の改正による人件費の増額及び、4月当初から必要となる令和8年度の事務機器使用料等について、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第5号令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,338万3千円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、160億5,488万7千円とするものであり、「令和7年税制改正」によるシステム改修費の増額、「自治体クラウドサービス標準化対応業務等のスケジュール延伸」による必要経費の減額、「被保険者の所得税・住民税の修正申告等」による還付金の増額をするものであります。

また、4月当初から必要となる令和8年度の電算機器等保守委託業務等について債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第6号令和7年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ294万4千円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億5,007万5千円とするものであり、給与条例等の改正により人件費を増額するものであります。

次に、議案第7号令和8年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日につきましては、各事業に要する経費の分賦基準及び納期を定めるものであります。

次に、議案第8号砺波地方介護保険組合一般会計財政調整基金条例の制定につきましては、一般会計で管理する電算システムの改修費用等の財源に充て、分担金に係る構成市の財政負担の平準化を図ることを目的に設置するものです。

次に、報告第1号専決処分の承認を求めることにつきましては、専決処分第4号砺波地方介護保険組合職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、国の人事院勧告に伴う当組合職員の給与条例等の一部改正を行ったものであります。

以上をもちまして、施政方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。

### 【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（山本 篤史 君）

これより、一般質問及び提出案件に対する質疑を行います。

通告により、発言を許します。

2番 林 登 君

### 【林議員 登壇 質問】

○ 議員（林 登君）

皆さんこんにちは、林登でございます。通告に従い質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。項目1介護サービスの提供体制についてであります。

現在、管内では高齢化が進む一方で、65歳以上の高齢者の数は減少傾向にあります。実際、第1号被保険者数は、減り続けています。管内の施設やグループホームでは空きが出ている事業所もあり、経営に大きな影響を与えています。ある法人では令和6年度決算で数千万円の赤字だったとも聞いています。昨年の介護事業者の倒産件数は、全国で176件であり、2年連続で最多を更新しています。急な事業者の倒産などによって、介護サービスの提供体制が崩れてしまう、という事態を招くことがあってはなりません。実際、管内の

施設やグループホームを運営する事業者の経営状況はどういう状況にあるのでしょうか。厳しい経営状況により、施設の設備更新ができないなど課題を抱える事業者も多いのではないかと推察いたしますが、実態をどのように把握されていますでしょうか。その上で、経営状況の厳しい事業者への支援を強化すべきではないでしょうか。

また、介護人材の確保も大きな課題であります。昨年の介護事業者の倒産件数176件のうち、人手不足を理由とする倒産が29件と最多を更新しています。ハローワーク砺波における令和7年12月の有効求人倍率は、1.29であり長い間、売り手市場が続いています。介護人材の確保にむけて、こどもたちに介護事業所を訪問してもらうなど、構成各市がそれぞれに取り組みを進めていますが、人材不足は改善されず、さらなる取り組みの強化が必要であります。介護保険組合としても新たに、介護人材の確保へ向けた施策に取り組み、介護サービスが適正に提供され続ける体制を構築すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

項目2 要介護認定事務についてであります。

要介護・要支援の認定は、原則として申請から30日以内に判定することになっていますが、以前から当組合では認定が遅いということを知ることがあります。現在の認定に要する期間はどれくらいかかっているのでしょうか。そして、その原因について何か対策されているのでしょうか？

また、認定審査会については、現在、書面開催となっておりますが、審査会の資料等を書類で用意し、郵送するなど事務的に労力が多くかかっていると思われれます。更に、委員の皆さんにとっては対話もなくコミュニケーションがとりづらいついたこともあると思います。

例えばWeb開催にするなど、職員の事務作業を減らし審査会もコミュニケーションをとりながら進められるような、新たな取り組みをされる予定はないのでしょうかお伺いします。

項目3 介護情報基盤の整備についてであります。

厚生労働省は介護情報基盤の整備について、令和8年4月から介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した市町村から、順次、介護情報基盤へのデータ送信を開始し、令和10年4月までに介護情報基盤の本格運用の開始を目指すこととしています。当組合ではどのような計画になっているのでしょうか。介護情報基盤の整備は、業務効率化にもつながり人材不足の解消に寄与することが期待されるため、早期に整備を進めるべきだと考えます。

項目4 住宅改修、福祉用具購入の受領委任払いについてであります。

現在、住宅改修、福祉用具の購入においては、償還払いとなっており、住宅の手すりや段差解消工事などでは、利用者が一時的に全額を立て替える必要があり、経済的負担が発生しています。当組合においても、住宅改修、福祉用具購入の受領委任払いをすることで、利用者は、事業者へ自己負担分（原則1割～3割）のみを支払うことになり一時的な経済的負担を軽減できると考えますが、いかがでしょうか。

項目5 第10期事業計画策定についてであります。

令和8年度が第9期事業計画の最終年度であります。現在、進めている第10期事業計画の策定状況とめざす姿についてお伺いいたします。

また、要介護となる主な原因として「認知症」が大変多くあります。第10期事業計画においては、認知症基本法に対応した取り組みが必要だと考えますが、どのような方向性でしょうか。

以上、5つの項目について、質問をいたします。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（山本 篤史 君）

答弁を求めます。

事務局長 藤森 俊行 君

【藤森事務局長 登壇 答弁】

○ 事務局長（藤森 俊行 君）

項目1の「介護サービスの提供体制について」のご質問にお答えいたします。

本組合管内の介護事業者の詳しい経営状況については把握しておりませんが、全国的な状況では、厚生労働省において、介護事業経営概況調査が公表されており、令和6年度決算における収支状況では、全サービスの平均で37.5%の事業所が赤字という結果であり、物価高騰や人件費の上昇などが背景にあると考えられます。

地方においては、介護報酬の単価設定が都市部よりも低いことから、物価高騰などによる影響がより大きくなるため、管内事業者の経営状況はさらに厳しいものがあると考えられます。

事業者への経済的支援につきましては、国において事業者の経営改善や職員の処遇改善につなげるため、令和7年12月から、一部の必要経費や賃上げにかかる補助事業を実施し、さらにこの効果を継続させるため、令和8年6月には介護報酬の臨時改定を行う予定としている状況です。

事業者の経営状況に直結する介護報酬は、国が定める公定価格であるため、3年に1度の見直しが行われる令和9年度の介護報酬改定において、事業所の経営状況を踏まえた報酬単価の見直しを行うべきものであり、これにより経営状況の一定の改善が図られるものと考えます。

介護人材確保へ向けた取り組みにつきましては、第10期介護保険事業計画策定に向けた調査等に合わせ、今回新たに、管内介護事業所及び介護職員、看護職員を対象とした、介護人材実態調査を現在実施しているところであります。

本調査により、介護事業所における介護人材の雇用状況、運営上の課題、人材確保等の各種取組状況を把握し、今後、介護サービスの提供が継続されるよう介護人材確保に向けた効果的な取り組み等について構成市とともに検討してまいりたいと考えております。

2項目の、「要介護認定事務について」のご質問にお答えいたします。

本組合では、要介護認定に要する期間の平均値は算定しておりませんが、現在申請者のうち約半数程度は30日以内で認定されております。

30日以上かかる原因につきましては、認定に必要な書類である、医療機関からの主治医意見書の提出が遅れる場合や、認定調査が申請者やその場に同席する家族等の都合により遅れる場合がほとんどであり、このような場合には、主治医意見書の提出を構成市の地域包括支援センターを通じて申請者等に依頼し、認定調査員には調査状況の確認を行っております。

今後も構成市と連携・連絡を密に行い、認定の迅速化に努めて参ります。

また、認定審査会の書面開催につきましては、各審査委員が時間に縛られることなく、各委員の都合に合わせて審査をしていただくことができ、適正かつ効率的な審査が行なえると考えており、委員からも、必要な場合はやり取りもでき問題はなく効率的であるとの反応であることから、書類等の作成をする労力を考慮しましても、書面開催を継続すべきと考えております。

項目3「介護情報基盤の整備について」のご質問にお答えいたします。

介護情報基盤は、要介護、要支援認定者の介護に関する情報を電子化、一元化することで、利用者、市町村、介護事業所、医療機関等において情報連携を図ることができるシステムです。

議員ご発言のとおり、介護サービス利用者の要介護認定状況やケアプランに関する必要な情報を、直接紙でやり取りするのではなく、オンラインで迅速に確認できることで、介護事業所等の業務効率化が期待されます。

介護情報基盤の整備スケジュールにつきましては、本組合の介護保険システムを、国が定めた統一的な基準に適合した標準化システムへ移行後に、このシステムと情報基盤を連携させることとなりますが、システム移行業者の作業の遅れから、本組合におきましては、令和9年1月にならないと標準化システムへの移行ができませんので、介護情報基盤の整備につきましては、それ以降になる予定であります。

なお、議員ご提案のWeb開催など、新たな取り組みにつきましては、他保険者の取組を参考にし、審査委員のご意見もいただきながら、今後研究してまいります。

項目4の「住宅改修、福祉用具購入の受領委任払いについて」のご質問にお答えいたします。

住宅改修費及び福祉用具購入費に係る介護保険給付につきましては、介護保険法では、原則償還払い方式とされていますが、受領委任払い方式の導入について、利用者の経済的負担の軽減を図ることが可能だと考えられたため、厚生労働省に確認したところ、「償還払いを原則としつつ、受領委任払いの実施も可能であり、導入のメリット、デメリットを考慮し検討してほしい」との回答があったことから、既に本組合として導入を決定し、本年3月から実施する準備を進めています。

今後、制度の円滑な運用に向け、関係事業者及び構成市と連携を図りながら、利用者に分かりやすく、安心して利用できる制度となるよう努めてまいります。

項目5の「第10期介護保険事業計画策定について」のご質問にお答えいたします。

第10期介護保険事業計画の策定状況につきましては、今年度は計画策定の資料として活用する基礎調査として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅高齢者実態調査、及び介護人材実態調査の3つの調査を実施しております。

今後、厚生労働省から示される第10期計画の基本方針に基づき、令和8年度に策定を進めることとなります。

この計画の、めざす姿につきましては、第7期事業計画から取り組んでいる、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、団塊世代の高齢化に伴う要介護認定者数の増加や、2040年に高齢化率がピークを迎える一方、生産年齢人口が急減する社会情勢を踏まえ、必要な介護サービスが維持できるよう、中長期的な視点にたった計画を策定する必要があると考えております。

また、令和6年1月施行の認知症基本法に対応した取り組みにつきましては、各自治体での認知症施策推進基本計画の策定が努力義務とされており、この計画は、本組合で策定する介護保険事業計画や各構成市の保健、医療、福祉に関する様々な計画と整合性を確保し策定することが、必要とされております。

本組合でも、今年度実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅高齢者実態調査において、新たに認知症施策に関する意識やニーズについて調査しており、今後策定する介護保険事業計画においては、認知症施策推進を重点目標の一つとして位置付けていく必要があると考えており、認知症の方やその家族の意見を反映した内容検討を構成市と連携して進めてまいります。

私からは、以上であります。

○ 議長（山本 篤史 君）

以上で、一般質問並びに質疑は終了いたしました。

これより、討論に入ります。通告がありませんので、討論を終わります。

これより、議案第1号から議案第8号及び報告第1号までを一括して採決いたします。

お諮りします。議案第1号から第8号及び報告第1号までの 案件について、原案のとおり可決、承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって、議案第1号から議案第8号及び報告第1号については、原案のとおり可決、承認されました。

#### 【蓮沼 晃一 議員 退場】

○ 議長（山本 篤史 君）

本日、議案第9号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」が提出されました。お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

#### 【夏野 修 理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

ただいま、追加提案いたしました、議案第9号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

議員のうちから選任されておりました藤本 雅明 氏から、辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任の砺波地方介護保険組合監査委員に、蓮沼 晃一 氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

何卒ご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

#### 【夏野 修 理事長 降壇】

○ 議長（山本 篤史 君）

お諮りいたします。

本議案については、事情充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決いたしたいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」原案のとおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。よって、議案第9号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

#### 【蓮沼 晃一 議員 入場】

次に、日程第5「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

〔午後4時21分 閉議〕

○ 議長（山本 篤史 君）

ここで、田中理事からご挨拶がございます。

理事 田中 幹夫 君

【田中 幹夫 理事 登壇】

○ 理事（田中 幹夫 君）

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました令和8年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、承認、をいただき、誠にありがとうございました。

介護保険制度が施行されてから26年目を迎え、高齢化の進展と少子化による現役世代の減少が喫緊の課題となっています。そうした中で、介護保険制度の持続可能性を高め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を営むためには、地域包括ケアシステムの深化・推進がますます重要になってくるものと思います。

本組合管内においては、75歳以上の後期高齢者の増加や単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、中長期的な視野のもと構成3市が一層連携を深めながら、高齢介護サービス等の施策の充実を図り、高齢者が安全・安心に、いきいきと暮らすことができる社会を目指していかなければならないと考えております。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、益々ご活躍されますようお願い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

**【田中 幹夫 理事 降壇】**

○ 議長（山本 篤史 君）

これもちまして、令和8年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を閉会いたします。

**[午後4時23分 閉会]**

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月17日

議 長 山本 篤史

副 議 長 嶋田 幸恵

署名議員 山室 秀隆

署名議員 畠中 伸一